

高知県再造林推進会議規約

（目的）

第1条 高知県再造林推進会議（以下「会議」という。）は、森林の有する公益的機能の発揮や2050年カーボンニュートラルの実現への貢献、また将来的な人工林資源の確保に向け、森林・林業・木材産業をはじめとする多様な関係者が協力し、再造林の推進に向けて取り組むことを目的とする。

（事業）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）再造林に係る先進的な取組等の発信・情報共有
- （2）再造林基金
- （3）山林の取得に関する情報の集約
- （4）その他第1条に定める本会議の目的を達成するために必要な活動

（再造林基金）

第3条 第2条の再造林基金を円滑に実施するため、高知県再造林支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金は、別に定める助成金交付要綱及び協力金等取扱規定により実施する。
- 3 基金で交付する予算額は、別に定める協力金等取扱規定に基づく協力金、基金に賛同する企業等からの寄附金及び果実等の収入をもって充てる。
- 4 会議の運営管理に係る経費は、第3項の収入の10%以内とする。
- 5 基金は、総会において会員の4分の3以上の議決があったときに解散する。
- 6 解散の時に存する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

（会員）

第4条 会議の会員は、その趣旨に賛同する団体、法人及び地方公共団体等とする。

- 2 会議に入会又は退会しようとする者は、事務局に申し込むものとする。

（役員）

第5条 会議に、会長1名、副会長2名及び監事2名を置く。

- 2 役員は、幹事の中から選出し、総会において選任する。
- 3 役員は、次の各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。
 - （1）会長は、会議を代表し、会務を総理する
 - （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指定した順序によって職務を代理する
 - （3）監事は、会計年度終了後に会計帳簿類を監査し報告する

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けたことにより、後任として選任された者の任期は、総会において選任された日から、前任者の任期終了日までとする。
- 3 役員の任期満了後及び退任の申し出があった場合は、幹事の互選により選任し、後任が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(報酬及び費用の弁償等)

第7条 役員には、報酬を支給しない。

- 2 必要に応じて、旅費の支給又は費用の弁償を行うことができる。
- 3 前項2による支出を行う場合は、別に定める規則により実施する。

(総会の構成及び招集)

第8条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、幹事会の決議を経て会長が毎事業年度1回、通常総会を招集する。ただし、会長が必要と認める場合は、幹事会の決議を経て臨時総会を招集することができる。
- 3 総会は、書面により開催することができる。
- 4 前項2及び3の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
- 5 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 6 会長は、必要と認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総会の決議)

第9条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。また、議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会に出席できない会員は、代理人に議決権を委任することができる。また、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行うことができる。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定改廃に関すること
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員の選任又は解任に関すること
 - (5) その他会議の運営に関する重要な事項に関すること

(幹事)

第10条 会議の運営に関し必要な事項を協議・調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事は別表の設立時の団体をもって構成する。ただし、幹事会の議決により追加することができる。
- 3 幹事の任期満了日は、1年間とする。なお、申し出がない場合、継続するものとする。
- 4 幹事会の幹事長には会長を、副幹事長は副会長を充てるものとする。
- 5 幹事会は会長が招集する。

- 6 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を総理する。
- 7 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。
- 8 幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立する。
- 9 幹事会における議決事項は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 幹事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 事務局の選任
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 11 幹事長は、必要と認める場合は、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 12 その他幹事会の運営等に関する事項は、幹事長が別に定める。

(部会)

第 11 条 具体的な事業の推進を図るため、必要に応じ会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営については、幹事会の議決をもって定める。

(事業年度)

第 12 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 13 条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は幹事の中から選出し、幹事会において選任する。
- 3 事務局は、選任された者から退任の申し出があった場合は、幹事の互選により選任し、後任が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。
- 4 事務局には、事務局長及び事務局員を若干名置くことができる。
- 5 事務局の職務は、会議の事業の企画調整、事業推進及び経理事務とする。
- 6 事務局長は、事務局の代表者を充てる。

(その他)

第 14 条 会議の運営に関し、この規約の定めるところの内容の変更及びこの規約によらず会長が必要と認める場合、幹事会の決議を経て、総会において決議することができる。

附則 この規約は、令和 5 年 10 月 23 日から施行する。

- 2 設立時の総会の議決事項は、幹事会への付議を必要としない。
- 3 設立時の総会は発起人が招集する。
- 4 この規約は、令和 7 年 6 月 11 日から施行する。

別表

高知県再造林推進会議 幹事会名簿

団体名
高知県森林組合連合会
高知県素材生産業協同組合連合会
一般社団法人高知県木材協会
一般社団法人高知県山林協会
一般社団法人高知県森林土木協会
一般社団法人四国林業土木協会
高知県種苗緑化協同組合
高知県

高知県再造林推進会議 役員名簿等

役職	団体名
会長	高知県森林組合連合会
副会長	一般社団法人高知県木材協会
副会長	一般社団法人高知県山林協会
監事	一般社団法人高知県森林土木協会
監事	一般社団法人四国林業土木協会

事務局	高知県素材生産業協同組合連合会
-----	-----------------